

○ 財務省令 第二十五回に係る事務条件等の発行等に關する規則（平成第五年五月一日より施行）

國庫短期債券（第八百三十二回）

財務大臣 麻生太郎

法律の発行号名及び記述

法律の発行号名及び記述

法律の発行号名及び記述

六

イ
イ
發入価
札格行
發競
行爭額

五

口
イ
方募入価法入
札格決
發競定
行爭の

億いづ第一項十び財十は発四う億額
 六てき百項、三に政五、行十ち六面
 千は発三、同条特融億額し六、千金
 万、行十第条第別資円面た条特万額
 円額し七百第一会資、金割第別円で
 面た条三四項計金財額引一會一
 金政第十項、に法政で短項計兆
 額府一六、第関第法第七条第
 で短項条第九す九兆国規関千
 九期の第九十る条四債定す六
 百証規一十四法第
 九券定項五条律一
 十にに及条第第項
 九つ基び第二八並、百いづ律
 七てき第
 四

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内参募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 一加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十
二

發
償 行 爭 非 者 特 國 入 價 發
還 入 價 · 別 債 札 格 行 行
期 札 格 第 參 市 發 競 價
限 發 競 I 加 場 行 爭 格 日

九 八 七
口 彳 口

振額最 払
替 低行争非者特国入価込 行争非者特国
単 額 入価・別債札格 金 入価・別債
位 面 札格第参市発競 札格第参市
金 発競 I 加場行争額 發競 I 加場

特別会計にに関する法律第四十六條第一項の規定に基づき発行し、額面金額で三千三百二十五億円た割引短期国債については、額面金額で三千三百二十九億円六百九十九億七千七百六十億三千五百百三十三億三千五百百三十二億三千五百百三十三億三千五百百三十二億円

十
六
五
四
三

払 者 入 場 元 償
込 札 所 金 還
期 参 支 金
日 加 払 額

令 財 日 額 償 当
和 務 本 面 還 た
元 大 銀 金 金 る
年 臣 行 額 を と
五 か 百 支 き
月 ら 円 払 は
二 通 に う 、
十 知 つ 。 そ
日 を き の
受 け 百 翌 営
た 円 業 日
者 た に